

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月10日（木）午後2時00分から午後2時20分

2. 開催場所 千丁支所 2階会議室

3. 出席委員（19人）

松本 吉充
松田 浩一郎
萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
湯野 和也
内田 孝光
木村 秀子
橋本 一郎
平野 英明
宮本 光次郎
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
松田 林一
湯治 裕子

4. 欠席委員

なし

5. 出席推進委員

なし

6. 議事日程

- 第1 議案第30号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第31号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	山本 康博
係長	井上 真由美
主幹	柿本 光明
主事	村田 茜
主事	泉 俊輔

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。
このたびの地震の影響を考慮して、今月の総会も農業委員のみでの開催とさせていただきます。事務局といたしましても災害対応業務に従事していることから、少人数での対応となりますが、ご理解、ご協力をお願いします。
なお、ご発言につきましては、挙手の上、自席にて お願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、いつも以上に、簡潔明瞭なご発言をお願いします。
それでは、ただいまから9月の総会を開会したいと思います。
本日は、全員出席いただいておりますので、定足数に達しており総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。
熊本地震の発生から 45日となりました。それぞれに大変な日々をお過ごしのことと思います。そのような中、委員会の活動を途切れさせることなく支えていただき、本当にありがとうございます。皆様の安全と一日も早い復興を願いつつ、一歩ずつ活動を進めて参りたいと思います。

それでは、9月の農業委員会総会を始めます。
総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。4番、鞍本敏男委員、5番、橋本一郎委員に、お願いいたします。

それでは、議事に入ります前にお知らせいたします。
議案第30号につきましては、農地法第3条の適用案件に該当しないことが判明しましたので、本件については審議を行わないことといたします。

それでは、議事に入ります。議案第31号非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第31号非農地証明願について、議案書2ページの通り付議いたします。
今月の申請は2件で、その内容は議案書記載の通りです。申請地は、いずれも以前より山林化していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、熊本地震対応による委員さん方の作業負担軽減の意味から、申請番号1番は、事務局職員による現地調査とその写真、申請書等を。申請番号2番は、熊本県による保安林指定のための手続きにつき、熊本県提出の位置図、現況写真、申請書類等を確認させていただきましたが、いずれも非農地として問題ないものと思われます。ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。
ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。

1番、龍峯

農業委員	<p>はい。龍峯の笹岡です。1 番について説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました通りですね。8 月 1 2 日、事務局職員で現地の調査を行った結果、報告を受けまして、現地写真の他、申請書類等を確認させていただきましたが、現地は山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	2 番、坂本。
農業委員	<p>坂本の宮本です。先ほど事務局から説明がありました申請番号 2 番について説明します。</p> <p>今回の案件は、熊本県による保安林指定のための手続きでありまして、熊本県提出の位置図、現況写真、申請書類等を確認させていただきましたが、現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われます。ご審議方お願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>では、異議がなければ、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手全員ということで認めることとし、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>本日予定の議案は、すべて終了しました。</p> <p>今月は農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約届け出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、9 月の八代市農業委員会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でございました。</p>

八代市農業委員会会議規則第 1 9 条第 1 項の規定により署名する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員